

中国の労働関連制度の問題点

丸川知雄（東京大学社会科学研究所）

1. 労働者の安全

一見して危険な生産現場。労災事故も多数起きているはずだが、果たしてその実態は正確に把握されているのだろうか？

(1) 労災事故の状況

2002年1～10月に全国の工業企業と鉱山で発生した死亡・障害事故は10999件、死亡者11859人。

表1

産業	事故件数	死亡者数
炭鉱	3078	5230
石炭以外の鉱山	1320	1669
鉱山以外の企業	6601	4960
建築	1629	1736
機械	1508	632
化学	354	359
軽工業	539	351
建材	385	349
電力	224	216
金属	412	144
流通	114	105
紡織	203	93
石油	38	41
非鉄金属	65	37
地質	25	24
医薬	40	18
電気通信	12	15
水利	10	13
林業	93	54
軍事工業	7	13
煙草	9	3
郵政	4	2
旅行	4	4

(出所)「2002年1-10月全国傷亡事故状況分析」
国家安全生产监督管理局

炭鉱事故が3078件、5230人死亡。

中国の炭鉱の安全性は国際比較するときわめて悪い

表 2

	死亡者数 (1994年) (人)	死亡率 (1994年) (人/100万t)	労働生産性 (1994年) (t/人)	1炭鉱当たり 平均年産量 (1995年) (万t)
アメリカ	44	0.05	24.88	36.78
日本	1	0.15	9.65	-
イギリス	7	0.12	8.77	-
ポーランド	33	0.25	2.35	203.28
ロシア	295	0.96	2.24	53.52
ウクライナ	413	4.4	-	-
インド	197	0.75	0.51	23.32
中国	7,240	5.89	1.79	1.63

(注) ロシアの死亡者数、死亡率については、1993年の数値。

(注) 労働生産性については、坑内掘りの数値。

(注) 日本の労働生産性は、月効率データを基に1ヶ月20日労働として算出した参考値。

(注) 中国の労働生産性数値については、国有重点炭鉱のみの数値。

(出所) 『中国煤炭工業年鑑』(1997年版)、『コール・ノート』(1998年版)

(出所) 堀井伸浩「石炭産業」(『中国産業ハンドブック』)

2002年1～10月の死亡率は4.91人/100万トン

所有形態別の死亡率：

元国有重点炭鉱 824人死亡。死亡率 1.41

元国有地方炭鉱 825人死亡。死亡率 3.92

郷鎮炭鉱 3581人死亡。死亡率 13.04

表 3

日本の労災障害・死亡数 (人)						
	平成11年(1~12月)			平成12年(1~12月)		
	計	死 亡	休業4日 以 上	計	死 亡	休業4日 以 上
総 計	137,316	1,480	135,836	133,948	1,382	132,566
労災適用事業	136,731	1,477	135,254	133,512	1,382	132,130
林 業	2,892	65	2,827	2,750	45	2,705
漁 業	686	11	675	643	14	629
鉱 業	823	26	797	760	28	732
建 設 業	35,310	639	34,671	33,599	579	33,020
製 造 業	38,730	283	38,447	37,670	263	37,407
運 輸 業	16,903	180	16,723	16,913	182	16,731
電 気 ガ ス 水 道	107	1	106	80	2	78
そ の 他	41,280	272	41,008	41,097	269	40,828

国の規模を考えると、中国の建築業における労災死亡者数が日本の3 - 4倍というのは少ないようにも見える。

統計の取り方の違いもある。中国の道路交通事故 646885 件、90684 人死亡のうち、労働中の死亡は何件あるか？

(2) 対策の枠組み

鉱山安全法 (1992 年制定)

「規定に基づいてすぐに正確に鉱山事故を報告しなかった場合」には生産停止、行政処分。

安全生産法 (2002 年施行)

炭鉱事故についてデータが揃っているのは鉱山安全法が早い時期に制定されていたことと関係ある？

監察員による指導

企業長による安全生産責任制

生産停止、炭鉱閉鎖

2. 都市労働者に対するセイフティネットのほころび

(1) 失業保険制度の概略

1986年に国有企業の従業員に対する「待業保険」として成立

次第に外資系企業などもカバーするに至る。

1999年の「失業保険条例」によって国有企業、都市集団所有制企業、外資系企業、私営企業、事業体も含むこととなる。

企業が賃金総額の2%、従業員が1%を納付。

失業保険金を受ける条件は、1年以上保険料を納めていること、本人の意志に反して就業を中断。

カバー率：

失業保険に加入すべき雇用者(都市部の企業・事業単位の「職工」)の77%が実際に加入。カバー率は国有企業120%、集団所有制企業94%、外資系企業73%、その他私営企業等23%、事業体69%。

登録失業者数に比した失業保険金受給者は32%(日本は37%)。

(2) 失業保険財政のなぞ

一見すると、失業保険財政はきわめて健全であるが・・・。

(単位:万円)	
収入	1604436
失業保険料	1515227
利息	58826
財政補助	10526
その他	19857
支出	1234324
失業保険金	561984
医療補助金	24781
弔慰金	535
職業訓練補助	45837
職業紹介補助	46916
再就職センター補助	486548
農民契約工生活補助	14739
その他	52984
年末積立金残高	1959333

上海では失業者はすべて失業保険金を受領している結果、失業保険財政は赤字になっている。

貴州省では失業保険収入の86%は使わずに残しているが、失業者のうち2.8%しか失業保険金を受領していない。

表5 各省ごとの失業保険収支の分析(2000年)

	失業保険金受給率(%)	登録失業率(%)	失業保険のカバー率(%)	失業保険収入(億元)	失業保険支出(億元)	収支(億元)	失業保険加入者1人あたり年間失業保険料収入(元)	1人あたり失業保険金支給額(元)	失業保険支出の内訳	
									失業保険金(%)	再就職センター補助(%)
中国全体	31.6	3.1	77.0	160.4	123.4	37.0	155	1704	45.5	39.4
北京	166.8	0.8	73.7	8.5	7.9	0.5	277	3751	51.6	20.9
上海	142.8	3.5	100.0	19.8	21.7	-1.9	455	2845	50.8	21.9
江蘇	105.6	3.2	90.5	15.1	11.8	3.3	200	1108	41.1	45.7
浙江	85.1	3.5	84.7	9.0	8.7	0.3	229	1684	67.2	22.7
広西	9.4	3.2	73.3	2.9	1.3	1.6	127	1658	48.5	34.1
山西	9.4	2.2	62.5	2.5	1.5	1.0	97	614	13.9	74.0
湖南	7.6	3.7	62.2	3.7	2.2	1.5	106	864	18.6	62.8
陝西	5.9	2.7	79.4	3.3	2.0	1.4	107	791	9.2	85.4
海南	5.1	3.2	53.3	0.5	0.3	0.1	91	2290	68.0	20.4
寧夏	5.0	4.6	52.4	0.4	0.2	0.2	115	1091	31.3	53.8
貴州	2.8	3.8	62.1	1.9	0.2	1.6	148	1218	28.2	61.9
江西	2.2	2.9	62.8	1.9	0.8	1.1	80	1265	12.8	76.9
チベット	0.2	4.1	52.1	0.2	0.0	0.2	386	-	2.1	94.4

(出所)『中国労働統計年鑑』2001年版より計算。

3. 労働市場の分断

(1) 就業の制限

地方政府の規制により、外地出身者の就業に制限がある。

杭州市の規制：

以下の3条件が揃ったとき初めて外地出身者を雇用してもよい。

市内戸籍者が先、外地戸籍者が後、都市戸籍者が先、農村が後の原則

市内の余剰人員、一時帰休者、土地収用工を雇用しても需要を満たせない。

市内の都市民を募集しても需要を満たせない。

また、経理、営業員、タイピストなどの職種では外地人雇用は禁止。

上海市では外地出身の大学卒業生のうち、

省レベル以上の優秀学生・幹部学生の称号がある者

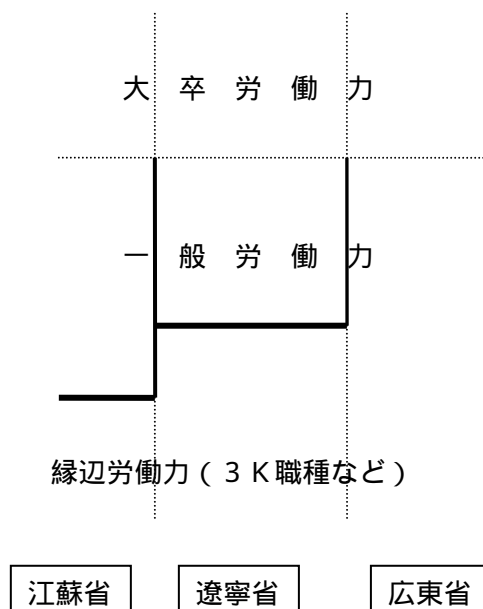
上海市の大学には欠けている専攻を出た者

上海市の重点プロジェクト、ハイテク産業、支柱産業、困難産業が必要とする専攻である者

父母の片方が上海から辺境・内陸支援に派遣され、または常住戸籍が上海に移ったもの。

その他の特殊な要因

図1 中国労働市場の構造（概念図）



（出所）筆者作成。

（2）戸籍制度の改革

2001年に小都市の戸籍管理について改革。

江蘇省では334万人の鎮住民が、農村・都市の区別のない鎮戸籍を取得。

寧波市では市・鎮のなかに固定的住所がある農村戸籍の住民は都市戸籍を申請できる。

大都市でも改革の動き。

珠海では、5年以上滞在し、固定的住所と職業、高卒以上の学歴、犯罪記録がなく、健康な人は戸籍を取得できる。

南京では、商品住宅を購入した人は本人、配偶者と子女の戸籍を取得できる。

石家荘では、市内の機関・企業に管理者や技術者として1年以上働いた者、契約制労働者として2年働いた者は戸籍を取得できる。

公安部では10-5計画の中に都市・農村、非農業・農業に分かれた戸籍制度を統一する計画。

しかし、北京、上海など特大都市では規制は依然として厳しい。

北京 1980年代半ば～91年 厳しい規制。外地農民労働者を20-25万人削減。外地出身者

を雇用しようとする企業は「暫住証」と「外地来京人員做工証」を取得せねばならない。

1992～94年 政策が緩められた時期

1995～2000年 厳しく規制された時期 一時帰休を多く出している部門では、外地出身者を雇えない。各種証明書の取得を義務づけ、証明証を持たない外地人を収用・送還。外地人の就業を制限する職種を規定。

(3) 生産効率への影響

上海：外地労働者は市内労働者より生産性が50%高い。市内労働者のために負担しなければならぬ費用を考えると、労働コストは5：1である。

南京では、正式工と臨時工の労働コストは1.8:1。

武漢での労働時間比較

	外来労働力	当地労働力
月收入	7 1 2	6 3 0
週労働時間	62.04	43.68
時間収入	3.04	3.60

4. 年金の都市・農村格差

(1) 都市部

年金改革によって、賦課方式と積立方式の二本立てとなった。

改革時点で既に退職していた人には積立金がないが、年金受給権を保証した。年金財政は最初から債務を抱えることになる。

そうした「隠れ債務」は、年金の負担率が企業8%、個人8%、賃金上昇率が将来5年間は5%・・・等々の仮定を置いた場合、年金の投資リターンが4%なら10兆8260億元、6%なら6兆148億元、8%なら3兆6966億元となる。

「隠れ債務」の存在のため、個人の積立金を取り崩されている。

中国の国有資産は9.9兆元・・・もし投資リターンが4%だとすれば、中国は国全体が債務超過。

(2) 農村

農村の年金制度は1991年に民政部がスタート。

積立方式のみ。よって豊かな農民だけが自分の老後のために加入するのみ。

貧しい農民は無保険の状態。

郷鎮企業の年金は都市部と一体化、それとも農民の年金と一体化？

5 . 分断された労働市場と貿易

前述のように都市労働力と農村出身労働力の待遇が大きく違い、そして農村出身労働力が輸出産業を担うとしたら、これはいわば労働力をダンピングしているとはいえないだろうか？

労働条件を WTO 協定のなかに「社会条項」として持ち込もうという動きは、アメリカによって 1990 年頃になされた。

(参考文献)

張雲彦「労働力流動与市場发育」(『2002 年：中国人口与労働問題報告』社会科学文献出版社)

国家安全生産監督管理局「2002 年 1-10 月全国傷亡事故状況分析」

Anita Chan. China's Workers Under Assault, M.E. Sharpe, 2001.

宋曉梧編『中国社会保障体制改革与発展報告』中国人民大学出版社 2001

丸川知雄『労働市場の地殻変動』(シリーズ現代中国経済)名古屋大学出版会 2002 年。